

令和 2 年 6 月 8 日
老高発 0608 第 2 号

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right]$ 福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

有料老人ホームの入居契約の締結に係る重要事項の説明等における I T の活用等について

新型コロナウイルス感染症の拡大により対面による説明が困難化している実情や、I T 利活用の裾野拡大等の観点から、今般、有料老人ホームの入居契約の締結に係る重要事項の説明等におけるテレビ会議等の I T の活用等について、下記のとおり整理しましたので通知いたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 29 条第 5 項において、有料老人ホームの設置者（以下「設置者」という。）は、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与する介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならないとされているところ。

また、厚生労働省老健局長通知「有料老人ホームの設置運営標準指導指針（老発第 0718003 号。以下「指導指針」という。）」において、入居希望者に対し、入居契約前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行う旨示されているところであるが、重要事項等の説明及び署名については以下の取扱いとして差し支えないこととする。

1. 重要事項等の説明について

指導指針に基づく重要事項等の説明（以下「重要事項説明」という。）の方法については、対面による説明以外に、次に掲げるすべての事項を満たしたテレビ会議等の I T を活用した説明も可能である。

(1) I T環境

設置者及び入居予定者が、重要事項説明に係る書面等（以下「重要事項説明書等」という。）及び説明の内容について十分に理解できる程度に映像を視認でき、かつ、双方が発する音声を十分に聞き取ることができるとともに、双方向でやりとりできる環境において実施していること。

(2) 入居希望者の事前同意

設置者が、重要事項説明の方法について、入居希望者の意向を事前に確認し、I Tを活用した重要事項説明により実施することの同意を得ていること。なお、同意は口頭でも可能であるが、後のトラブル防止の観点から、書面やメール等の形で証跡として残すことが望ましい。

(3) 重要事項説明書等の事前送付

重要事項説明書等を、入居希望者にあらかじめ送付していること。

(4) I Tを活用した重要事項説明の開始前の入居希望者の準備の確認

入居希望者が、重要事項説明書を確認しながら説明を受けることができる状態にあること並びに映像及び音声の状況について、設置者が重要事項説明を開始する前に確認していること。

(5) 重要事項説明実施途中で動作不良が生じた場合の対応

I Tを活用した重要事項説明を開始した後、映像を視認できない又は音声を聞き取ることができない状況が生じた場合、登録事業者は、直ちに説明を中断し、当該状況が解消された後に説明を再開すること。

2. 重要事項説明後の署名について

指導指針に基づく、説明を行った者及び説明を受けた者の署名については、郵送による取り交わしを行うことも可能である。

以 上